

社会保障審議会
介護保険部会（第135回）

令和8年6月29日

資料 3

特定地域（中山間・人口減少地域）の考え方について

厚生労働省 老健局

中山間・人口減少地域対応に関する議論の進め方

- 介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会。以下「介護保険部会意見書」という。）の「Ⅰ－2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等」に掲げられた事項については、以下のとおり議論を進める。

・特定地域（中山間・人口減少地域）の基準

→昨年末までの議論を踏まえ、介護保険部会において基準の考え方を議論

・特定地域サービス（特例介護サービスの新たな類型）

→対象サービスや人員配置基準・包括的な評価の仕組み（特定地域居宅サービス等事業との関係性の整理を含む。）について、介護給付費分科会において議論

・特定地域居宅サービス等事業（介護サービスを事業として実施する仕組み）

→上記の特定地域サービスの包括的な評価の仕組み（特定地域居宅サービス等事業との関係性の整理を含む。）に係る介護給付費分科会の議論の状況を踏まえて、制度設計や事業費・上限の考え方等について、介護保険部会において議論

・介護事業者の連携強化

→地域において中心的な役割を果たす法人・事業所がサービス提供を維持・継続するための仕組み及びインセンティブについて、介護保険部会等において議論

※既存施設の有効活用、調整交付金の在り方については、介護保険部会意見書を踏まえ、法令・通知改正等の必要な対応を行う。

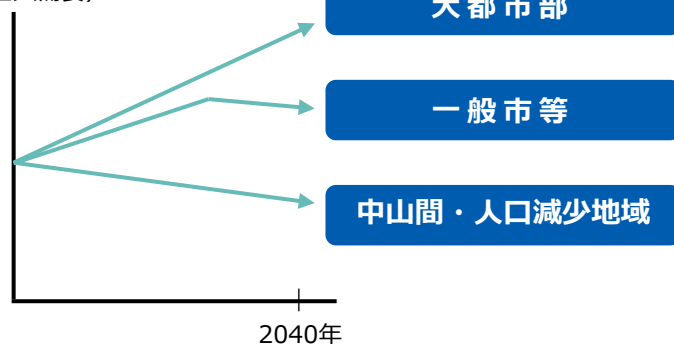
※検討事項や議論の場については、今後の議論状況等に応じて変更する場合がある。

論点① 地域の類型の考え方

現状・課題

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築やその推進が図られてきた。
- 今後、**2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加する。**一方で、**現役世代の生産年齢人口の減少**も見込まれ、どのように高齢者を支えていくかが課題である。
- これに加えて、2040年に向けては、**自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピードには地域によって大きな差が生じることが見込まれ、地域によってサービス需要の変化は様々となる。**
- このような中において、地域におけるサービス供給の状況を踏まえつつ、**2040年に向けて、「時間軸」・「地域軸」の両視点から、地域における人口減少・サービス需要の変化に応じ、全国を「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」と主に3つの地域に分類して、テクノロジー等も活用し、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築していくことが重要である。**
- また、人口構造の変化に応じて、各地域が3つの地域の類型を行き来する可能性がある。各地域において、サービス需要の変化を注視し、サービス提供体制等を検討していくことが求められる。

高齢者人口
(サービス需要)



- ・ **高齢者人口が2040年にかけて増加し続け、サービス需要が急増する地域。**増加する介護ニーズに応える仕組みを検討する必要。
- ・ 多様なニーズに対応した多様なサービスを提供するとともに、ICTやAI技術など民間活力も活用したサービス基盤を整備することが重要。

- ・ **高齢者人口が増減し、サービス需要の状況が2040年までの間に増加から減少へ転じる地域。**既に、**中山間や人口減少エリアを抱えている地域もある**と考えられる。
- ・ 近い将来に「中山間・人口減少地域」になることを見越して、早い段階から準備を進め、必要に応じた柔軟な対応を図っていく必要。

- ・ **高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する地域。**利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、その需要に応じて計画的にサービス基盤の維持・確保を図る必要。
- ・ 住民の理解のもと、**サービス提供の維持・確保を前提として、柔軟な対応を講じていくことが必要。**

介護保険部会意見書（抜粋）

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

（現状・基本的な視点）

- （前略）2040年に向けて、「時間軸」・「地域軸」の両視点から、地域におけるサービス供給の状況を踏まえつつ、人口減少・サービス需要の変化に応じ、全国を「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」と主に3つの地域に分類して、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築していくことが重要である。また、人口構造の変化に応じて、各地域が3つの地域の類型を行き来する可能性もある。

中山間・人口減少地域	高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する地域
大都市部	高齢者人口が2040年にかけて増加し続け、サービス需要が急増する地域
一般市等	高齢者人口が増減し、サービス需要の状況が2040年までの間に増加から減少へ転じる地域

- 人口構造の変化に対して、サービスを過不足なく提供・維持するためには、どの地域においても都道府県や市町村の役割は重要である。地域のサービス需要の変化に応じ、介護保険事業計画等の在り方や広域化等の取組の中で、それぞれの地域の類型に応じた対応策をどのように検討していくか、どのようにサービス提供体制を確保するための支援体制を構築していくか検討することが必要である。近年進歩しているテクノロジー等を積極的に活用することも重要である。

（中山間・人口減少地域）

- 「中山間・人口減少地域」については、サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、住民の理解の下、新たな柔軟化のための枠組みを設ける必要がある。その際、当該枠組みが必要である地域に限定した対応とするため、対象となる地域を特定することが適当である。
- **対象地域の範囲は、特別地域加算の対象地域を基本としつつ、さらに、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、高齢者人口の減少に着目した範囲の考え方など、今後、都道府県・市町村における検討の支援のため、社会保障審議会介護給付費分科会（以下「介護給付費分科会」という。）等で議論を行い、国において一定の基準を示すことが必要である。また、同一市町村内でもエリアにより高齢者人口の減少の進展は異なるため、市町村内の一部エリアを特定することも可能とすることが適当である。**
- 対象地域の特定については、新たな柔軟化のための枠組みの導入の検討に応じて、介護保険事業（支援）計画の策定プロセスにおいて、市町村の意向を確認し、都道府県が決定することが適当である。

（大都市部、一般市等）

- 「大都市部」、「一般市等」のいずれも、高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められるものであり、「中山間・人口減少地域」のように新たな柔軟化のための枠組みが必要となるものではないため、一定の基準を設けて該当地域を特定することは不要であるが、いずれの地域類型に該当するかを念頭に置きながら、介護保険事業（支援）計画の策定プロセスにおいて関係者間で対応を議論することが必要である。（後略）

特定地域（中山間・人口減少地域）の定義規定

○社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

（特例居宅介護サービス費の支給）

第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、特例居宅介護サービス費を支給する。

一・二 （略）

三 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスであって、**特定地域（人口の減少その他の厚生労働省令で定める基準に該当する地域として都道府県が定めるものをいう。以下同じ。）**に所在し、かつ、指定居宅サービスの事業に係る基準のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

四・五 （略）

2～8 （略）

特定地域（中山間・人口減少地域）の考え方（素案）①

検討の視点①

- 介護保険部会意見書においては、「対象地域の範囲は、**特別地域加算の対象地域を基本**としつつ、さらに、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、高齢者人口の減少に着目した範囲の考え方など、今後、都道府県・市町村における検討の支援のため、介護給付費分科会等で議論を行い、国において一定の基準を示すことが必要」とされた。
- 現状、介護サービスの確保が著しく困難な地域を対象とした加算・サービス類型として、特別地域加算や離島等相当サービスが設けられており、対象地域としては、
 - ・ 各個別法で指定されており、深刻な人口減少・高齢化等の課題を抱える地域（**離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、沖縄の離島**）に加え（市町村の全域指定 or 一部指定）、
 - ・ **人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、自治体から対象地域への追加意見（手上げ）があった地域**を規定している（市町村の全域指定 or 一部指定）。

①特別地域加算

- ・ 介護サービスの確保が著しく困難な地域において、介護サービスの提供を行っている事業所を評価する加算（+15%）。

②離島等相当サービス

- ・ 指定サービスや基準該当サービス（以下「指定サービス等」という。）の確保が著しく困難な離島等の地域において、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを行うもの。

特定地域の考え方（素案）①

- 特別地域加算や離島等相当サービスの対象地域は、現に指定サービス等を前提としたサービス基盤の維持・確保に困難を抱える地域であることから、介護保険部会意見書の記載を踏まえて、**今後、国が示す特定地域（中山間・人口減少地域）の基準において、特別地域加算や離島等相当サービスの対象地域はいずれも対象とすることとしてはどうか。**

特別地域加算、離島等相当サービスの対象地域

	計	①離島振興対策 実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他
特別地域加算	894市町村 全部指定 299 一部指定 595	111市町村 全部指定 36 一部指定 75	12市町村 全部指定 12 一部指定 0	734市町村 全部指定 200 一部指定 534	1村 全部指定 1 一部指定 0	18市町村 全部指定 15 一部指定 3	163市町村 全部指定 38 一部指定 125
離島等相当 サービス	883市町村 全部指定 291 一部指定 592						132市町村 全部指定 30 一部指定 102

- ① 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ② 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- ③ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- ④ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- ⑤ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島
- ⑥ ア～エの地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、指定サービス等の確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの（→都道府県から対象地域への追加意見があった地域を規定）
- ア 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯
- イ 同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
- ウ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- エ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域

※ 特別地域加算と離島等相当サービスでは、⑥（その他）の厚生労働大臣が定める地域が異なっているが、特別地域加算の対象地域が離島等相当サービスの対象地域を包含している関係にある（離島等相当サービスの対象地域はいずれも特別地域加算の対象地域となっている）。

特定地域（中山間・人口減少地域）の考え方（素案）②

検討の視点②

- 介護保険部会意見書においては、「対象地域の範囲は、特別地域加算の対象地域を基本としつつ、さらに、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、**高齢者人口の減少に着目した範囲の考え方**など、今後、都道府県・市町村における検討の支援のため、介護給付費分科会等で議論を行い、国において一定の基準を示すことが必要」とされた。
- 「高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する地域」の範囲について、**指定サービス等を前提としたサービス基盤の維持・確保に困難を抱える地域としてどのような指標・基準等を設定することが適当であるか**、基本となる特別地域加算や離島等相当サービスの対象地域における高齢者人口の現状等も踏まえながら、具体について検討する必要がある。
- また、介護保険部会意見書においては、「同一市町村内でもエリアにより高齢者人口の減少の進展は異なるため、**市町村内の一部エリアを特定することも可能とすることが適当**」、「対象地域の特定については、新たな柔軟化のための枠組みの導入の検討に応じ、介護保険事業（支援）計画の策定プロセスにおいて、**市町村の意向を確認し、都道府県が決定することが適当**」とされた。

特定地域の考え方（素案）②

- 特別地域加算や離島等相当サービスの対象地域以外を特定地域（中山間・人口減少地域）の対象とする場合、その範囲に係る具体の指標・基準等については、**次頁の考え方に基づき、検討することとしてはどうか**。

特定地域（中山間・人口減少地域）の考え方（素案）②

特定地域の考え方（素案）②

基準設定の前提

- 特定地域（中山間・人口減少地域）として、**特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域と同様の現状にある地域が対象になるように指標・基準を設定**する。
- その際、特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域のうち、**市町村の全域が指定されているものに係る高齢者人口の動態等を踏まえたもの**とし、当該基準は市町村の一部地域を指定する場合にも活用するものとする。

※国で把握可能な高齢者人口等のデータは市町村単位

高齢者人口の考え方

- 「高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する地域」という考え方に基づき、高齢者の中でも、**特に介護サービス利用の需要が高まる75歳以上人口に着目した指標・基準を設定**する。考え方は以下のとおり。

75歳以上人口に着目する考え方

- ・ 要介護認定率が3割を超えており、65歳以上との比較において、介護サービスの需要が高く、サービス利用の中心となる層
- ・ 「75歳～84歳の人口>85歳以上人口」であり、75歳以上人口の動態が地域の介護サービスに与える影響が大きい

	人口	認定者数（認定率）	備考
65歳以上	3,624万人	707万人（19.5%）	1号被保険者
（65歳～74歳）	（1,547万人）	（67万人（4.3%））	－
75歳以上	2,078万人	640万人（30.8%）	介護サービス利用の中心となる層
（75歳～84歳）	（1,402万人）	（246万人（17.6%））	－
85歳以上	676万人	393万人（58.2%）	介護と医療の複合ニーズを抱える層

※ 2024年9月末認定者数（介護保険事業状況報告）及び2024年10月1日人口（総務省統計局人口推計）から作成

特定地域（中山間・人口減少地域）の考え方（素案）②

特定地域の考え方（素案）②

指標・基準の考え方

- 以下の基準に該当する地域について、市町村が特定地域としての指定の要否を検討し、その意向を踏まえて都道府県が対象地域を定める。

- ① **特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域（市町村の全部指定・一部指定いずれも含む）**は、国が示す基準に含めることとする。
- ② ①に該当しない場合、例えば、**ア～ウの指標の組合せにより、特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域と同様の現状にある地域が含まれるような市町村単位の基準を設定し、当該基準を満たす市町村（全域単位）を指定**することを可能とする。

考えられる指標

ア. 75歳以上人口密度（x人/km²未満）

：特に居宅サービスにおける介護サービス提供の困難さに着目した基準設定

※特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域に係る規定において、指定サービス等の確保が著しく困難である理由の例示として「人口密度が希薄であること」を規定している。

イ. 75歳以上人口（y人未満）

：地域の規模、介護サービスの需要に着目した基準設定

ウ. 75歳以上人口変化率（z%未満）

：介護サービスの需要の減少に着目した基準設定

- ③ ①及び②に該当しない場合、
 - (1) **市町村内の一部地域（※）**において、②の基準に該当する地域
 - (2) 特定のサービス類型の事業所が地域に存在しない、事業所が僅少かつ当該事業所が廃止を検討しているなど、**現に指定サービス等を前提としたサービス基盤の維持が困難である地域（市町村の全域 or 一部地域（※））**を指定することも可能とする。

※ ③における一部地域の範囲（エリア設定）は、旧市町村単位、行政区単位、日常生活圏域単位が考えられる。

特別地域加算、離島等相当サービスの対象地域の現状（75歳以上人口）

○75歳以上人口密度（2020）

75歳以上人口密度 (人/㎢)	全部指定 (299)	全自治体 (1,740)
0 ～ 5	185	225
5 ～ 10	55	165
10 ～ 20	35	264
20 ～ 30	12	170
30 ～ 40	7	127
40 ～ 50	2	88
50 ～ 60	2	73
60 ～ 70	0	49
70 ～ 80	1	46
80 ～ 90	0	35
90 ～ 100	0	34
100 ～	0	464
平均値	7.2人/㎢	141.3人/㎢
中央値	3.8人/㎢	33.9人/㎢

○75歳以上人口（2020）

75歳以上人口 (人)	全部指定 (299)	全自治体 (1,740)
0 ～ 500	91	103
500 ～ 1,000	107	176
1,000 ～ 2,000	68	264
2,000 ～ 3,000	12	182
3,000 ～ 4,000	5	130
4,000 ～ 5,000	6	112
5,000 ～ 6,000	3	99
6,000 ～ 7,000	4	72
7,000 ～ 8,000	1	65
8,000 ～ 9,000	0	52
9,000 ～ 10,000	1	63
10,000 ～	1	422
平均値	1,146人	10,488人
中央値	725人	4,078人

○75歳以上人口変化率（2020→2025）

75歳以上人口変化率 (%)	全部指定 (299)	全自治体 (1,740)
▲100% ～ ▲50%	4	12
▲50% ～ ▲40%	0	0
▲40% ～ ▲30%	0	0
▲30% ～ ▲20%	6	6
▲20% ～ ▲10%	24	28
▲10% ～ 0%	116	182
0% ～ +10%	116	501
+10% ～ +20%	26	614
+20% ～ +30%	5	349
+30% ～ +40%	1	45
+40% ～	1	3
平均値	▲0.7%	11.2%
中央値	0.0%	12.0%

※出典：総務省「令和2年国勢調査」、社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」を基に作成。

※「全部指定」は、特別地域加算の対象で全地域が指定されている市町村。なお、離島等相当サービスの対象地域は特別地域加算の対象地域に含まれる。

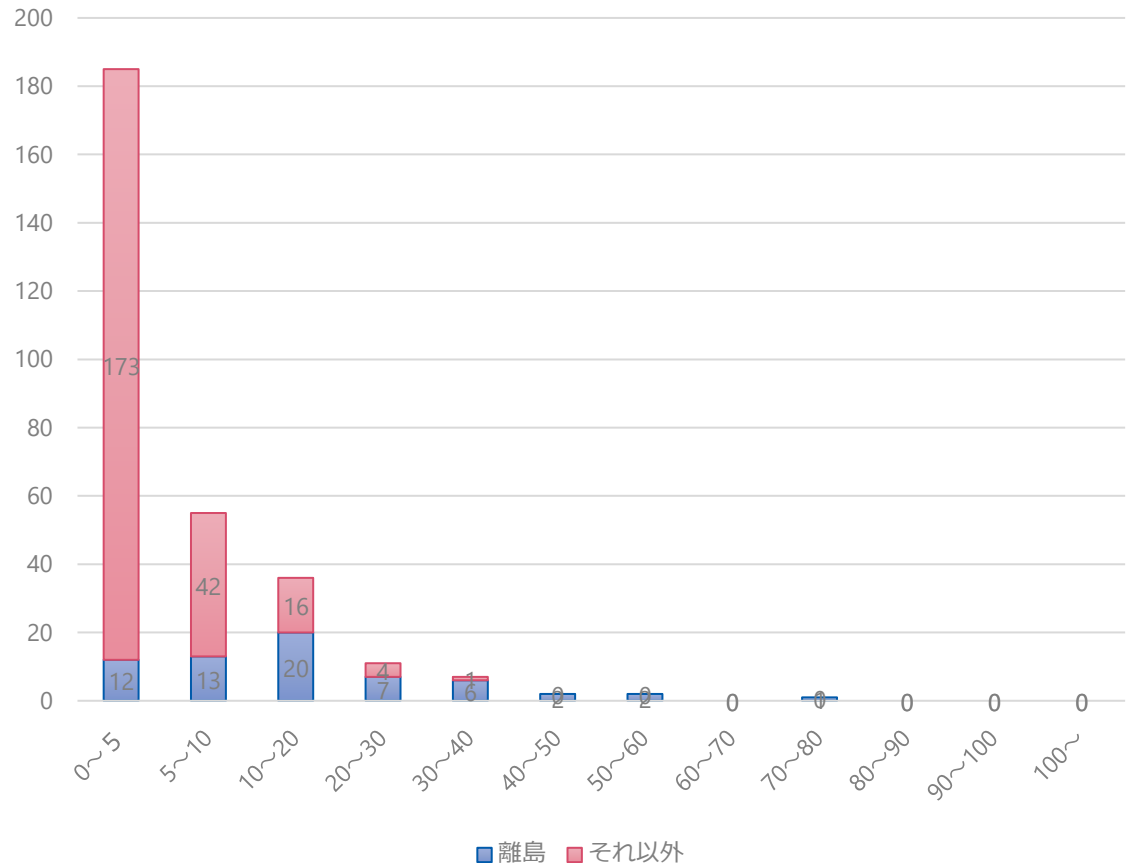
※福島県双葉町は人口データがないため、全自治体数に含まれていない。

(参考) 75歳以上人口密度の分布

- 75歳以上人口密度の分布をみると、全部指定となっている自治体のうち62%が5人/km²未満。
- 75歳以上人口密度が10人/km²以上では、離島の自治体が多くを占める。

<75歳以上人口密度(2020)>

75歳以上人口密度 (人/km ²)	全部指定 (299)	離島 (63)	それ以外 (236)
0～5	185	12	173
5～10	55	13	42
10～20	36	20	16
20～30	11	7	4
30～40	7	6	1
40～50	2	2	0
50～60	2	2	0
60～70	0	0	0
70～80	1	1	0
80～90	0	0	0
90～100	0	0	0
100～	0	0	0



※出典：総務省「令和2年国勢調査」、社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」を基に作成。

※「全部指定」は、特別地域加算の対象で全地域が指定されている市町村。なお、離島等相当サービスの対象地域は特別地域加算の対象地域に含まれる。

※「離島」は、離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、沖縄の離島に該当し、全地域が指定されている市町村。

特定地域（中山間・人口減少地域）の考え方（素案）②

特定地域の考え方（素案）②

指標・基準（イメージ）

「75歳以上人口密度 = 5 人/km²未満」または「75歳以上人口 = 1,000人未満 かつ 減少」

①「75歳以上人口密度 = 5 人/km²未満」とする考え方

- ・特に居宅サービスにおける介護サービス提供の困難さに着目し、75歳以上人口密度を基本指標とする
- ・特別地域加算の対象市町村（全域指定）における75歳以上人口密度の分布を踏まえると、中央値（3.8人/km²）を捉えることが適当であり、同様の現状にある地域を含む基準設定とする観点から、平均値（7.2人/km²）も踏まえ、5 人/km²未満とすることが適当

②「75歳以上人口 = 1,000人未満 かつ 減少」とする考え方

- ・①に該当しない場合（75歳以上人口密度 = 5 人/km²以上の地域）であっても、地域の人口規模や利用者の減少によって事業所の維持に課題を抱える地域への対応として、75歳以上人口及び75歳以上人口変化率を指標とする
- ・特別地域加算の対象市町村（全域指定）における75歳以上人口の分布を踏まえると、中央値（725人）を捉えることが適当であり、同様の現状にある地域を含む基準設定とする観点から、平均値（1,146人）も踏まえ、1,000人未満とすることが適当
- ・さらに、現に介護サービスの需要が減少しており、介護サービスの事業継続に課題が生じている地域を捉える観点から、75歳以上人口が減少していることを要件とする

（参考）この場合、基準に該当するのは356市町村（20.5%）

- ・特別地域加算の対象市町村（全域指定）：299市町村
- ・「75歳以上人口密度 = 5 人/km²未満」で新たに該当するもの：40市町村
- ・「75歳以上人口 = 1,000人未満 かつ 減少」で新たに該当するもの：17町村